

記載例

1 様式第1号
 収入印紙が必要な場合は
 契約書2通のうち、1通
 のみ印紙を貼付し、割印
 をしてください。

令和6年度 産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書

No. _____

排出事業者(以下「甲」という。)及び処理業者(以下「乙」という。)は、甲の事業所又は排出事業場から排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理に関し、恵庭市事業系廃棄物の受入等に関する要綱(令和2年4月1日実施。以下「要綱」という。)に基づき、次のとおり委託契約を締結する。

令和 6 年 4 月 1 日 提出日を記載

2 住所 〒(061 -1498) 恵庭市京町1000番地

排出事業者
 事業所名 えにわはいきぶつけんせつ 業種 建設業
 恵庭廃棄物建設(株)

(甲の事業所)
 氏名(法人にあつては代表者名) だいひょうとりしまりやく えにわ いちろう 代表取締役 恵庭 一郎

3 住所 恵庭市盤尻1000番地
 ※建設現場など、現場ごとに排出事業場が変わる場合は、都度変更届の提出が必要です。

(甲の事業場)
 名称 資材置き場、市内現場

処理業者
 (乙)
 住所 北海道恵庭市京町1番地
 名称 恵庭市
 代表者 恵庭市長 原田 裕

4 【担当者連絡先】

担当者	恵庭 二郎	TEL(必須)	0123-33-3131	FAX	0123-33-3137
緊急連絡先	090-0000-xxxx	E-mail アドレス	▲▲▲▲▲@〇〇.jp		
文書郵送先	□排出事業者住所と同じ ☑送付先指定 〒(061 - ●●●●) 恵庭市盤尻1000番地				

5 【搬入業者】

自己搬入

搬入車両の情報
 車両ナンバー 札幌 130 あ ●●-●●

※搬入は全長7m以下・車幅3m以下・車高4m以下のすべてを満たす大きさの車両で行ってください。
 上記を超える大きさの車両で搬入する場合は、別途協議を要し、搬入条件を設けることや、搬入をお断りすることがあります。
 ※記載した「車両ナンバー」の車両と搬入車両に変更がある場合は、産業廃棄物処理委託契約書に関する変更届の提出が必要です。

産業廃棄物収集運搬業者(許可業者の許可証の写しと車両の情報を添付する。)

業者名: 株式会社〇×▲

一般廃棄物収集運搬業者

業者名: 株式会社〇×▲

① 印紙

⑨年間予定量×単価(税抜価格)の金額によって必要額が変動します。(本ページ下部分参照)
2部のうち1部に印紙を貼付・割印をしてください。

② 排出事業者

住所	・事務所や営業所など、事業所の所在地を記入してください。
事業所名	・屋号がない個人事業の場合は未記入でも構いません。
業種	・日本標準産業分類(大分類)に従って記入してください。
氏名	・必ず記入してください。

③ 排出事業場

住所	・排出事業者の住所(上記②)からごみが発生する場合は「同上」と記入。 ・排出事業者の住所(上記②)以外で恵庭市内のごみが発生する場所があればご記入ください。 ・不動産管理等で排出場所が多く、書ききれない場合は別紙を添付してください。 ・建設業・解体業等契約時に現場が不明・未定の場合は「市内現場」と記入し、決まり次第「産廃等委託契約書に関する変更届」を都度提出してください。
----	--

④ 連絡先

TEL(必須) 緊急連絡先	・連絡がつく番号であれば、固定電話、携帯電話どちらでも構いません。
文書郵送先	・排出事業者の住所と同じ場合は、排出事業者住所と同じにチェックしてください。 ・送付先が排出事業者住所と異なる場合は送付先を住所を記載してください。

⑤ 搬入業者

自己搬入	・自己搬入でごみを搬入する場合、車両ナンバーを記入してください。 ・車両ナンバーには「地名・数字・ひらがな・数字」のすべての記載が必要です。 ・車両が多く、書ききれない場合は別紙一覧を添付してください。 ・車検証の写しは不要です。 ・レンタカーを利用する予定で、契約時にナンバーが分からない場合は「レンタカー」と記入し、ナンバーがわかり次第、変更届にナンバーを記入し、ご提出ください。
産廃許可業者	・産業廃棄物の収集を収集運搬許可業者に依頼する場合は、収集運搬業者の名称を記載してください。 ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し(道発行)と車両の情報は必ず添付してください。
一般許可業者	・一般廃棄物の収集を収集運搬許可業者に依頼する場合は、収集運搬業者の名称を記載してください。 ・一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し、車両の情報を添付する必要はありません。

<参考> 必要な印紙額

不要	⇒ 年間契約額が1万円未満
200円	⇒ 1万円以上、100万円以下
400円	⇒ 100万円を超え、200万円以下
1,000円	⇒ 200万円を超え、300万円以下
2,000円	⇒ 300万円を超え、500万円以下

【必要な印紙額の計算例】
 「⑨年間予定量」のとおり、
 《焼却施設》産業廃棄物を100kg、一般廃棄物を200kg
 《ごみ処理場》産業廃棄物を100kg、一般廃棄物を100kg
 《生ごみ・し尿処理場》生ごみを50kg
 《リサイクルセンター》資源物を100kg
 を年間予定量とした場合の印紙額は下記のとおりとなります。

※単価は税抜価格を使用する
 ①焼却施設への産業廃棄物100kg ⇒ 364円/10kg × 100kg = 3,640円
 ②焼却施設への一般廃棄物200kg ⇒ 198円/10kg × 200kg = 3,960円
 ③ごみ処理場への産業廃棄物100kg ⇒ 463円/10kg × 100kg = 4,630円
 ④ごみ処理場への一般廃棄物100kg ⇒ 312円/10kg × 100kg = 3,120円
 ⑤生ごみ・し尿処理場への生ごみ50kg ⇒ 85円/10kg × 50kg = 425円
 ⑥リサイクルセンターへの資源物100kg ⇒ 104円/10kg × 100kg = 1,040円
 年間契約額 ①+②+③+④+⑤+⑥ = 16,815円
 上記表より、年間契約額が1万円以上100万円以下のため、貼付する印紙額は200円となります。

6 【委託業務の内容】

7 契約期間 令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

支払方法 現金納付 収集業者払い(一括納付) 口座引き落とし(一括納付)
 納入通知書払い(上記支払い方法で対応できない場合のみ)(一括納付)

8 処理を委託する産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の種類、数量及び単価

9

搬入先	種類	年間予定量	単価/10kg (税抜価格)
焼却施設	▶産業廃棄物(可燃)	廃プラスチック 100 kg	400円/10kg (364円/10kg)
		紙くず kg	
		木くず kg	
		繊維くず kg	
	▶一般廃棄物(可燃)	200 kg	217円/10kg (198円/10kg)
ごみ処理場	▶産業廃棄物(不燃)	燃え殻*1 kg	509円/10kg (463円/10kg)*2
		汚泥*1 kg	
		金属くず 50 kg	
		ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器のくず 20 kg	
	▶産業廃棄物(焼却施設で受入できないもの)	がれき類 20 kg	
		廃プラスチック 10 kg	
		紙くず kg	
		木くず kg	
		繊維くず kg	
		▶一般廃棄物(不燃)	
生ごみ・し尿処理場	▶生ごみ	50 kg	93円/10kg (85円/10kg)
リサイクルセンター	▶資源物	100 kg	114円/10kg (104円/10kg)

燃え殻、汚泥については搬入前に事前協議を要しますのでご注意ください。

*1「燃え殻」「汚泥」は搬入前に事前協議等を要します。
 *2ごみ処理場に搬入された産業廃棄物には別途循環資源利用促進税(10円/10kg)がかかります。

10 【産業廃棄物の処理について】(恵庭市に産業廃棄物の処理を委託する場合のみ記載)

輸入廃棄物の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
適正処理に必要な情報	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
ア. 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	イ. 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、含有マーク表示に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
イ. 通常の保管状況下での腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	オ. 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
ウ. 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	カ. その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

※本契約を締結していない場合は、市のごみ処理施設での産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の受入れはできません。



⑩「有」に✓が付く場合は要協議。(ごみの搬入をお断りすることがあります。)

※本契約を締結していない場合は、市のごみ処理施設での産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の受け入れはできません。「日本産業規格C0950号」含有マーク

⑥ 契約期間

開始	・令和6年4月1日までに本契約書を提出する場合は、令和6年4月1日と記載してください。 ・本契約書の提出日が令和6年4月2日以降の場合は基本的に「提出日＝開始日」となります。
終了	・本契約は1年更新であり、終了日は最長で令和7年3月31日となります。 ・一時的にしか捨てない場合は令和7年3月31日までの任意の日付を記入してください。

⑦ 支払方法

現金納付	・処理施設に自己搬入する際、都度現金でごみ処理手数料を支払う場合は✓をつけてください。
収集業者払い(一括納付)	・収集運搬業者にごみ収集を委託している場合(収集運搬業者に運搬手数料とごみ処理手数料を支払っている場合)は、✓をつけてください。⇒市に直接ごみ処理手数料を支払う必要はありません。 ・収集運搬業者にごみ収集を委託しているが、排出事業者が市に直接ごみ処理手数料を支払う場合(収集運搬業者には運搬手数料のみ支払う場合)は、必ず市にお申し出下さい。
口座引き落とし(一括納付)	・口座引き落としとして市にごみ処理手数料を支払う場合は✓をつけてください。 ・新たに口座引き落としを希望する場合には口座振替依頼書(廃棄物管理課窓口で配布)を記入し、各金融機関に提出する必要があります。(既に振替依頼を行っている方は提出する必要はありません。)登録までには1ヶ月程度かかりますので、登録までは現金で手数料の支払いをお願いします。
納入通知書払い(一括納付)	・現金納付・収集業者払い・口座引き落としでも対応できない場合に市から納入通知書を送付し、各銀行で支払いただく場合は✓をつけてください。(官公庁向け。要事前協議。)

⑧ 搬入先・種類

焼却施設(産業廃棄物)	・紙くず、木くず、繊維くずは、事業者の業種によって産業廃棄物に該当する場合があります。(一般廃棄物に該当する事業者が多いです。)
ごみ処理場(産業廃棄物)	・「焼却施設(産廃)」に該当するもので、縦・横・高さのいずれかが40cm以上のもの(2mが上限)はごみ処理場に搬入してください。
ごみ処理場(一廃不燃)	・不燃性一般廃棄物や縦・横・高さのいずれかが40cm以上の可燃性一般廃棄物。 (例)・従業員が私的に飲食した弁当のアルミホイル ・(産廃に該当する業種以外から出る)縦・横・高さのいずれかが40cm以上の木材
生ごみ	・食料品製造業等から発生する生ごみは「動植物性残渣」として産廃になるため、市では受け入れません。民間業者へ依頼してください。
資源物	・ダンボール・新聞紙・雑誌・紙パック・シュレッダー紙、従業員が飲食したびん・缶・ペットボトルは持ち込みできます。びんは3種類(白・茶・その他)に分別してください。

⑨ 年間数量

	・搬入を希望するごみ種類について、種別ごとに年間予定量を記載してください。 ・単価(税抜価格)に予定量をかけて①収入印紙の額を確認してください。
--	---

産業廃棄物の処理について

⑩

輸入廃棄物	・海外の廃棄物を輸入し、処分すること(不要になった輸入商品ではない)
ア.	・運搬業者に委託する際にどのように排出するのか、処理施設に運搬する際にどのような荷姿か、該当するもの全てに✓をつけてください。
エ.	・日本産業規格C9050号はPC、TV、電子レンジ等の精密機械についていることがあります。市の処理施設で処理しているものは電子レンジのみです。